

令和6年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和7年1月21日14時から

場所：市役所1号館3階

■出席委員（12名）

中村圭三（会長）、矢野秀和、大岡健三、岩井俊之、宮澤邦夫、坂元真理子、中島正雄、
岩渕明弘、山本一子、山中正義、塚本年彦、新宮希恵美

■事務局

市長 西田三十五

経済環境部長 和田泰治、廃棄物対策課長 関口喜好

リサイクル清掃班 西野剛史、大川英克、金子翠、福井健太

■傍聴人 2名

■会議次第

1.開会

2.経済環境部長あいさつ

3.議事

「佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」（答申）

「製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施について」

4.答申

5.市長あいさつ

6.その他

7.閉会

会議内容

事務局：

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条第5項の規定により、本日の会議は成立しております。

続きまして、審議会の開催にあたり、和田経済環境部長からご挨拶を申し上げます。

皆様改めましてこんにちは。

ただいまご紹介にあずかりました経済環境部長の和田でございます。

本来であれば、佐倉市長の西田三十五よりご挨拶申し上げるところですが、他の公務に出席しており、後程こちらへ参りますが、時間的に間に合いませんので、まず私の方からご挨拶させていただきますと存じます。

本日はご多忙の中、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題である、佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しと製品プラスチック拠点回収事業は、それぞれ昨年12月20日にご審議いただいているところでございます。

ご審議に際しまして、委員の皆様の多大なるご協力に感謝申し上げますとともに、本日も忌憚のないご意見をお聞かせいただき、一般廃棄物処理基本計画の中間の見直しにつきましては、最終的なご答申を頂戴したいと考えております。

また、製品プラスチック拠点回収事業につきましてもたくさんのご意見をお寄せいただきましたので、この後事務局の考え方もお示しさせていただく予定でございますが、大変貴重なご意見として受けとめさせていただくとともに、今後の事業実施における参考として大いに活用して参りたいと考えております。

第1回審議会と今回の間でお時間のない中、非常に貴重なご意見ありがとうございました。

大変安価な報酬で心苦しい限りでございますが、引き続きご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日も時間の許す限り、忌憚のないご意見を頂戴できればと存じます。

これから約2時間と大変長時間になると思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、会議開催に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

ありがとうございました。

ここで審議会の傍聴に関して、原則公開となっております。

本日傍聴者が2名いらっしゃいますので、入室していただきます。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴にあたりましては、お手元の傍聴要領をお読みいただきまして、ご了承の上、傍聴をお願いいたします。

ではこれから議事に入ります。

本日の議事でございますが、佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて答申と、製

品プラスチック拠点回収事業の本格実施についての2件でございます。

ここからは議事の進行につきまして、佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条第4項の規定により、会議の議長は会長となることとされておりますので、中村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長：

それでは早速でございますが、議事を進行させていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

まずは会議の会議録の署名人の選出方法について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

本委員会の記録は、要点や主な発言などを取りまとめ、議事録として作成し、原則として公開いたします。この会議録署名人でございますが、事務局案といたしましては、今回大岡委員と坂元委員に署名人をお願いしたいと思います。

議長：

ただいま事務局から会議録の署名人は大岡委員と坂元委員の案が提出されました。

そのように進めて参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同：

異議なし。

議長：

それでは事務局案で進めて参ります。

本日の議事は次第にありますように、1つ目が一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについての答申、もう1つが製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施についてであります。

1の佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにつきましては、先月の第1回審議会で諮問を受けました。また、2の製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施につきましては、事務局より報告がありました。

また審議会では、委員より、質問及びご意見を頂戴いたしました。

さらに後日ご意見、質問が事務局に寄せられております。

提出されたご意見につきまして、事務局の考え方、また修正を行った部分等の説明をしていただき、質疑応答を行い、その後答申について検討していきたいと思っております。

発言される方は挙手の上、指名させていただきますので、事務局のマイクの準備が整いましたら、着席のままでご発言をお願いいたします。

それでは事務局の方から説明をします。

事務局：

私からはまず議題1の佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係るご意見、ご質問につ

いて説明をしていきたいと思ひます。

「第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会の意見について回答」という冊子と、今回お配りしてあります「佐倉市一般廃棄物処理基本計画の（改訂版：令和6年度中間見直し【案】）」というものと、前回審議会のときに使用した中間見直しの冊子の3つを見ながら、ご確認していただければと思ひます。

三つを同時に見るのは難しいと思ひますので、まずはご意見の冊子と、今回新たに修正させていただいた冊子と2つを見ていただき、要所所で古いものと見比べる必要があるのでは、そこで第1回の会議の資料をご確認いただければと思ひます。

それではまず、こちら中間見直しの冊子を見ていただければと思ひます。

こちらを見ていただくと、網掛けの部分が色々なところに出てきます。

こちらが今回修正を行った部分です。

そして、前回第1回の審議会のときにいただいた意見の修正箇所がありますので、そちらについて説明をさせていただきます。

それではまず30ページをご覧ください。

この中の表3の10、令和4年度目標達成状況の中の項目の上から4番目、事業系ごみ排出量原単位というものがあり、こちらは事業者から出たごみについて、佐倉市の人口及び365日で割った数値になります。前回の審議会の際に、これは事実上意味のない数字ではないかというご質問があり、それに対して千葉県の方が比較するためにこのデータを求めており、他の市町村との比較で使うものであるとの説明をさせていただきました。それを網掛けの下に米印の部分に追記させていただいております。

佐倉市は令和4年度実績として1日1人144グラムの排出量ですが、それを令和4年度で他の市町村と比べると千葉市以下このような数字になっております。

四街道市が佐倉市よりも量が少ないですが、それ以外は佐倉市より多くなっているというような比較に使うという数字ですので、追記をさせていただきました。

評価については、前回の説明のとおり△（さんかく）とさせていただいております。

これは令和4年度当初に決めた目標値が120グラムでしたので、それには達していないということで△（さんかく）になっております。

ただ、他の市町村と比べると少ないということをここで確認していただきたいです。

13、14、25ページをご覧ください。

これは、前回の審議会のときに修正のお話があったわけではなく、今回修正している際に事務局で気づいた点であり、修正をさせていただいております。

令和4年4月1日からプラスチック製容器包装は、ペットボトルの混合回収を始めております。

13ページの網掛けを見ていただくと、（含ペットボトル）と書かせていただいております。これは14ページ、25ページも同じように、修正させていただきました。

それでは、皆さんからいただいた回答の紙を見ながらご説明させていただければと思います。

まず1番目です。

国及び県の計画の記載が以前のままだっており、「各計画に準じてアップデートしていただきたい。特に、サーキュラエコノミーが国の政策なので、その趣旨を計画全般に入れるべき」とご指摘いただき、追記修正をしました。

見通し及び目標値については、国の第五次計画の指標値と照合できるようにしたことから、確認していきます。

1ページをご覧ください。

まず網掛けの一番上で、千葉県では新たに「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定したということで、その計画の内容を入れております。

さらに次の段落で、国では令和6年8月、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を公表し「ウェルビーイング（高い生活の質）」を実現できるよう取り組んでいくとされ、また、サーキュラエコノミーへの移行を加速するための取り組みを一段と強化する必要があるということを追記しました。

また下の部分につきましても、それぞれの計画に沿うように文言等若干の修正を入れております。

最後に下から3行目をご覧ください。

今回は令和3年3月策定の「第10次千葉県廃棄物処理計画」や、令和6年8月公表の国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、佐倉市一般廃棄物処理基本計画から5年後の間見直しをするものであると書き換えました。

3ページをご覧ください。

こちらは国の第五次計画に入っており、これはもともと公表予定ということで記載をしておりましたので、変更なしということになりますが、既に諮問時使用資料において記載されているということの報告になります。

4ページをご覧ください。

こちらも公表予定ということで、循環型社会形成推進基本計画が入っております。

40ページをご覧ください。

表3の12です。廃棄物処理再資源化に関する国の方針、県の計画などです。

2024年8月、第5次循環型社会形成推進基本計画を入れております。

41ページをご覧ください。

国、県の動向及び達成目標であり、その中の(2)番、循環型社会形成推進基本計画ということで網掛けの部分がありますが、その中の4行目から読みたいと思います。

2024年8月に新たに第五次循環型社会形成推進基本計画が定められ、ウェルビーイング(高い生

活の質)を実現するよう取り組んでいくとされ、また循環経済(サーキュラエコノミー)への移行を加速するための取り組みを一段と強化する必要があるとされましたとありますが、ここで第五次循環型社会形成推進基本計画を入れております。

42 ページをご覧ください。

もともと表3の14の①については入っていたものでございます。これは、令和7年度までの目標として記載をしております。

そして②について、こちらは第五次循環型社会形成推進基本計画の中で新たに数値目標として出たもので、新しい表を追加しました。内容としては、1人1日当たりのごみ焼却量で、2030年度までに1日1人約580グラムとするという目標になっております。米印では、1日1人当たりのごみ焼却量は、リサイクルを含む排出量ではなく一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物が対象となっております。

これは、今後は循環型社会形成の目標を具体化していくということで国の計画が修正されたので、それを反映させるように、この計画でも修正を行ったということです。

45 ページをご覧ください。

お伝えしたとおり、国が単純な排出量ではなく、焼却量を目標にしていくことになりましたので、第5節の1、発生抑制に関する課題で、可燃ごみ排出量等のさらなる減量化に向けての努力が必要であるということで、可燃ごみをあえて強調する形に修正しております。

さらに、令和5年度佐倉市の1日1人当たりのごみ焼却量についても追記をしております。627グラムということで、国の目標には達していないということがわかるようにしております。さらに資源化に関する課題ということで、当初の基本計画の文面である「これは燃やせるごみの組成割合が紙40%となっている中で、燃やせるごみが3万9144トンであることから、紙はその40%の1万5658トンとなっております。集団回収より約5倍の量が可燃ごみとして出されているということになります。」に国の新しい計画内容に併せて、焼却可燃物量を減少させるため、市民への分別徹底のための啓発活動等に取り組む必要があるということ、資源化に対する課題の中で追記しております。

64 ページをご覧ください。

こちらに書いてある1日1人当たりのごみ排出量のところの、燃やせるごみを見てください。ここで2014年度、2018年度、2023年度と実績がわかり、中間見通しということがわかるようになっております。

ただ、国の目標値がどの値なのかわかりづらいので、1人1日当たりごみ焼却量の見通しについて、2024年度は629グラム、2029年度は609グラムといったように記載しております。

国の目標値に達していないという見方ができますが、あくまで佐倉市の見通しであり、後ほど国の目標値に対しての佐倉市の目標値の説明をします。

65 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、国及び県の目標との比較になり、こちら、1人1日当たりのごみ焼却量ということで追記しております。

66 ページをご覧ください。

こちらにつきましても、表 4-4 を見ていただくと、1人1日当たりのごみ焼却量ということで、記載をしております。

71 ページをご覧ください。

今度は、目標になります。

こちらについても燃やせるごみを見ていただければと思います。

中間目標で 586 グラム、目標で 568 グラムとなっており、国の目標値に達することが確認できます。

これも一番下、米印のところで1人1日当たりのごみ焼却量の目標値について、2029 年度は 568 グラムになるということを追記しております。

1 番についての回答は以上になります。

続いて 2 番目です。

3 ページをご覧ください。

千葉県のごみ処理、佐倉市の震災廃棄物の差異は何かというご質問について、内容に差異はありません。あくまで佐倉市震災廃棄物処理計画という計画名ですので、その表記にて記載をしております。

そのため千葉県のものとは表記が異なっているという回答でございます。

続いて 3 番目です。

10 ページをご覧ください。

「2018 年の気象データについて、新しい情報が公開されているのでアップデートが望ましい。」これあくまで佐倉市の紹介だったので、あえて 2018 年度のままで残していましたが、ご指摘の通り最新の 2023 年度のものに修正しました。

なお、1 年だけのデータでは参考にならないことがありますのであくまで参考ですが、2018 年の平均気温は 15.7 度でした。2023 年度は 16.6 度ということで、1 年だけでは参考にならないという専門家の方のご意見もちろん賜っていますが、温暖化が進行していることがこの 2018 年度と 2023 年度を比較するとわかるということになります。

続いて 4 番目。

23 ページをご覧ください。

厨芥^{ちゅうがい}という言葉が難しいという指摘でしたので、102 ページの用語集に追加しました。後ほど確認いただければと思います。

続いて5番目です。

27ページをご覧ください。

質問としては大きく二つあり、一つ目は、売却できるほどの電力量があるにもかかわらず、電力を購入する理由は何かという質問がありました。こちらについては、焼却炉の停止後の再稼働時や点検による休止時などに売電能力を必要電力量が上回るタイミングが出てしまうことで、電気を購入するタイミングが発生するということでございます。

二つ目は、焼却時の発電や余熱利用について最新の情報はないかということです。平成30年のデータのままになっておりましたので、令和5年の実績に変更しております。

続いて6番目です。

32ページにおける^{もろか}雑芥という用語が難しいということで、用語集に追加しております。

続いて7番目です。

32ページをご覧ください。

家庭ごみの有料化の検討についてということで、ゴミ袋の折り畳む作業分のコストを除けばいいのではないかというご意見がありましたが、こちらについては、各販売協力店舗の売り場面積の問題もありますので、今後の検討課題ということにさせていただければと思います。

続いて8番目です。

37ページでリチウムイオン電池に触れていますが、分別による火災防止の取り組みを追加した方がよいということで、ご指摘のとおり修正いたしました。

続いて9番目です。

38ページをご覧ください。

野外焼却の禁止と啓発指導について、建設に関する廃棄物の多くが焼却されているのが現状で、リユースリサイクルされない廃材が多く発生していることから、リユースリサイクルに努めることの文言を追加して欲しいというご意見でございました。リユースリサイクルにつきましては、事業系ごみの減量化再資源化計画を34、35ページに記載しておりますので、こちらを確認していただければと思います。

続いて10番目です。

46ページをご覧ください。

家電リサイクル法や資源有効活用促進法は、不法投棄対策もあったと思うがこれらの法令が不法投棄増加を招いた具体的理由を記載して欲しいというご指摘がありました。

これについては、元の文では増加している不法投棄の対策が必要としか書いておりませんが、廃棄の有料化や廃棄手法の複雑化の影響を受けてということを理由として追記しております。

続いて 11 番目です。同じく 46 ページです。

酒々井リサイクル文化センターが 2033 年で終了とあるが、次年度計画を鋭意検討すべき段階ではないかというご指摘でございました。これについては、2033 年で終了ということではなく、もう少し長く使えるということが現計画段階ではわかっており、またそのための調整が進んでおりますので、ここではあえて 2033 年頃の文面は抜き、「酒々井リサイクル文化センターの今後の施設整備の検討が必要です」という言葉にとどめさせていただいております。

続いて 12 番目、13 番目です。

リフューズが第 4 章で突然登場するが、これを追加した理由を追記したほうがよいというご意見です。

47 ページをご覧ください。こちら第 4 章と同じように、急に 4R が出てきております。これにつきましても、47 ページの第 4 章の 3R にリフューズを加えた 4R として、市民・事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指すということで、リフューズが追加されたというのがよりわかりやすいような文章に変更させていただきました。

続いて 14 番目です。

49 ページをご覧ください

酒々井リサイクル文化センターから排出される地球温暖化に関与すると言われている CO2 を捕捉回収してそれを産業用途に活用するという技術開発の実行可能性研究を一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに盛り込むことはできないものかというご意見となります。このご意見に関する内容につきましては、佐倉市、酒々井町清掃組合が担当しております。組合の基本計画は、この中間見直しを受けて、次年度に策定されますので、貴重なご意見として組合の担当へお伝えするという回答になります。

続いて 15 番目です。

新型コロナウイルス感染拡大によりどのように生活が変わったからこうなったという説明が必要であるというご指摘です。

59 ページの 2 をご覧ください。

こちらの生活系ごみのところに「生活系可燃ごみの実績値は、コロナ禍のリモートワーク等の増加により」ということで記載されておりますので、原文のとおりといたします。

続いて 16 番目、17 番目です。

65 ページと 66 ページを見ていただければと思います。

第 4 次循環型社会形成基本計画の数値のままになっているというご指摘でしたので、1 番のところで説明したとおり修正を行っております。

続いて 18 番目です。

72 ページをご覧ください。

水切りの強化というものがあり、これについて低発熱量の観点から水切りは不要であるという

ご意見がありました。これにつきまして、佐倉市、酒々井町清掃組合に確認したところ、現状の流動床式焼却炉への搬入ごみの組成から鑑みて、水切りは必要との認識にあるという回答でした。いただいたご意見は参考にさせていただきますが、文章はそのまま残すということにさせていただきます。

続いて 19 番目です。

77 ページをご覧ください。

「「エコセメント：アスファルト材」を追記した方が良いか検討してください」という意見で、こちらについても路盤材という、包括している広い意味の単語を使い、追記しております。

続いて 20 番目です。

同じく 77 ページの図 4 の 19 をご覧ください。

「2023 年が極端に少なくなっている理由があると良い」という意見に関しまして、比較するために古い方の中間見直しの 77 ページを開いてください。

ご指摘の通り 2023 年の実績値が極端に少なくなっているのも、理由をつけてほしいということですが、2023 年度の実績を踏まえ、見込み値を修正させていただいております。

なお、この数値の根拠につきましては後程説明しますので、この場では割愛させていただきます。

続いて 21 番目、22 番目、23 番目です。

これはそれぞれ要望について修正して欲しいというご意見で、ご意見のとおり修正いたしました。

続いて 24 番目です。

100 ページをご覧ください。

「資源有効利用促進法は P46 でパソコンリサイクル法と表示されている。併記が必要では」という意見で、46 ページにパソコンリサイクル法と書いてありますので、ご指摘のとおり 100 ページに「パソコンリサイクル法との略称が広く使われている。」と追記しました。

続いて 25 番目です。

101 ページをご覧ください。

大腸菌・大腸菌群についてです。「大腸菌は改正で表示が変更されています」という指摘で、そのように修正いたしました。

これまで糞便汚染の指標として大腸菌群が使用されておりましたが、国では指標を見直し、より正確な指標として大腸菌群ではなくて菌単体とすることが決定されましたので、その内容を踏まえて、用語集も修正したものでございます。

続いて 28 番目です。

こちらは、内容について割愛させていただきます。

回答としては、今後の市の施策の参考にしていきたいということでございます。

続いて 29 番目です。

こちら大変貴重なアドバイスをいただいております、今後の市の施策の参考にして参ります。

続いて 30 番目です。

サーキュラエコノミーを見据えた疑問点ということで、「再商品化で得られる再生材の活用に向け、産業界を巻き込んで試作品製作を積極的に展開できないか。手始めに佐倉工業団地企業に打診してはどうか、水平リサイクルからカスケードリサイクルへ移行しメーカーへ購入を促す」というご意見がありました。

回答につきましては、サーキュラエコノミー事業の導入についてノウハウを有している事業者と協議を重ね、導入の可能性についての検討をしているところで、その検討に向けての貴重なご意見として、今後の市の施策の参考にして参ります。

続いて 31 番目です。

1 点目は「メーカーに対し、容器包装のモノマテリアル化を義務づけることはできないか」というご意見をいただいております。このモノマテリアル化のことをご存じない方もいらっしゃると思うのでご説明いたします。これは製品を単一の素材にすることによってリサイクル効率を上げることがモノマテリアル化といえます。これをメーカーに対して義務づけることはできないのかというご質問をいただいております、このことに対する回答につきましては、千葉県が事務局であり、千葉県内の全市町村が加盟している千葉県環境衛生促進協議会を通して、国に対し法整備の要望を出しておりますので、ご理解いただければと思います。

2 点目は、「炭素繊維やガラス繊維が入っている複合材を粉砕すると粉塵が出る可能性が高く、労働者に対しても労働安全衛生上問題が起これとの指摘もあり、自治体の回収品目リストから除外すべきであるとの話もあるが何か打つ手はあるか」という質問であり、これにつきましては、中間見直しとは異なる内容になりますので、ここでの回答は控えさせていただきます。ただし、大変貴重なご意見でありますので、今後の施策の参考にしていきたいと思っております。

続いて 32 番目です。

こちらについては、今後の参考とさせていただきます。

続いて 33 番目です。

「全体を通して燃やせるごみ、燃やせるごみ埋め立てごみと表記した方がわかりやすいのではないかと。文章が後半に燃やせるごみ、埋め立て率の表記がある。」というご意見です。

回答は、文言の表記は基本計画策定時のままといたします。なお、ひらがな表記については、指定ごみ袋のひらがな標記であることに合わせております。ただし、ご意見のとおり漢字とひらがなについて、標記を統一したほうが望ましいので、次期基本計画策定時には表記を統一したいと考えております。

続いて 34 番目、35 番目、36 番目です。

3つの質問は、見通しと目標値の修正に関するアドバイスやご意見です。これらのアドバイスやご意見を参考にするとともに 2023 年度の実績値を踏まえて修正をしております。

こちらについては詳しく見ていきたいので、説明をします。

新しい中間見直しの書類の 64 ページをご覧ください。

こちらは、A3 の大きな紙になっておりますので、開きながら聞いていただければと思います。

表 4-2 がごみ排出量の見通しで、この見通しの数値について、いただいた意見も参考にしながら、2023 年度の実績を踏まえて修正をいたしました。

ちなみに、この表 4-2 のデータは、62、63 ページの棒グラフにも反映されていますので、この場では表 4-2 の数値の修正の話だけさせていただきます。

全体として良い方向に上方修正をさせていただいております。

ごみの減量化が 2023 年度の実績として進んでいることから良い方向に上方修正ができました。

そこで、A3 版の見通し値算定根拠資料を見ていただければと思います。

ここに出てくる変更値を含めた合計というところは、計算式の中の 1 つの式がずれると、合計値自体がずれますので、ここについては説明を割愛させていただきます。

人口については、見通し値の人口が 16 万 3589 人ですので、年度で案分し算出をしております。

続いて、事業系ごみの排出量ですが、過去 10 年間の実績値より想定をしております。

2014 年度が 7807 トン、2018 年度が 8867 トン、そして 2023 年度が 8870 トンですので、そこから中間見通しを想定し、それぞれ値を出しております。

続いて、集団回収量でございます。こちらは、2024 年 12 月までの実績を根拠に想定をしております。2835 トンという 2023 年度の実績値の切捨てのみということにしております。これは 2024 年の 12 月までの実績値が、2023 年の 12 月までの実績値とほぼ同じでしたので、変化がないということで、このことを見通しとしております。

続いて、生活系ごみ排出量ともやせるごみのところですが、中間見通しは人口減の割合分増加しているということになります。これは計算式のままです。見通しにつきましては、減量化が進んだ部分、上方修正をして数値を出しております。

続いて事業系ごみ排出量のもやせるごみです。138 トンと 136 トンというところで、中間見直しは 2024 年の 12 月までの実績を根拠に想定をしております。2029 年度の見通しについては、過去 10 年の実績値より想定をしております。過去 10 年、ほとんど減少していないという流れから、2 グラムの減少という状況を想定しております。

事業系ごみ排出量の粗大ごみも同様です。

過去 10 年の実績より想定しております。過去 10 年の想定値と比較をして、この見通しで問題ないことを確認しております。

見通しについては以上になります。

続いて、目標値を見ていきます。

71 ページをご覧ください。

中間目標については、あくまで 5 年前に定めたものであり、そのままになっておりまして、

2023 年度の実績値と 5 年前に出した中間目標を見比べて 2029 年の目標値を定めております。
市民の方々の減量化により、すべて良い方向に上方修正をしております。

まず、生活系ごみ排出量の埋め立てごみをご覧ください。

こちらは目標値を 495 トンにしており、2023 年の実績が 562 トンですので、この実績値をもとの数値にしております。

清掃組合では、全体で入るうめたてごみに対しての目標値を定めております。清掃組合の 2023 年度に入るうめたてごみが 1517 トンで、2029 年度の清掃組合に入るうめたてごみの目標値が 1335t であることから、この 1517 トンと 1335 トンを案分し、年間一人当たりの排出量である 562 トンからその分を案分した数値をかけて 495 トンという数字を出しております。

続いて、事業系ごみ排出量の粗大ごみでございます。

こちらにつきましては、2024 年度の 12 月現在の実績が 86.3 トンでして、10 の位を切り上げまして、100 トンと想定しております。

100 トンの理由として、2023 年度の実績が 132 トンであり、1 月から 3 月で多く入ってくるといふ実績があることから、100 トンにさせていただいております。

その後は、清掃組合のデータを参考に年度ごとに 3 トンずつ減少するという想定をいたしまして、それが 5 年間となることから合計で 15 トンとなり、100 トンから 15 トン減少し、85 トンと想定しております。

続いて、生活系と事業系ごみ排出量の粗大ごみです。

これも割り算で出てきますが、変化をさせた数値につきましては、全て 2023 年の実績値を確認して、算出しております。

同じく最後に出てくる事業系ごみ排出量の粗大ごみは、割り算で出てきますが、2018 年度が 4 グラムで 2023 年度が 2 グラムの実績があります。

この 5 年間で 2 分の 1 に減っているのです、2023 年度と 2029 年度も 2 分の 1 程度は減るといふ想定で、2 グラムから 1 グラムになるという目標を定めております。

残りの網掛けにつきましては、見通しと同じで計算式であり、数値が変わっています。

最後 37 番目をご覧ください。

個人情報保護等の点で、一般家庭でもシュレッダーごみが増えているのであれば、何か良い監視方法はないものかというご質問でございます。

これについて、一般家庭でのシュレッダーごみが増加しているというデータを市では把握しておりません。今回ご質問いただいたので、ごみ収集業者に確認いたしましたところ、現在そのような状況はないとのことであることから、回答のとおりにさせていただきました。しかしながら、このようなご質問をいただきましたので、今後この状況について注視してまいります。

大変長くなりましたが、事務局の方の説明は以上になります。

議長：

ありがとうございます。

それでは議題 2 についてお願いいたします。

事務局：

廃棄物対策課リサイクル清掃班の金子でございます。

私からは、議題に2の製品プラスチック拠点回収事業の本格実施に係るご意見について順にご説明いたします。着座にて失礼いたします。

「令和6年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会の意見について(回答)(2)製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施について(報告)」という用紙をご覧ください。

いただいたご意見に対する回答をこちらからご説明させていただきます。

まず質問の1番目です。

シルバー人材の活用による個別引き取りの方が分別回収の効率が上がるのではないかとのご意見をいただきました。

こちらに関しては、今の回収方法で実績が上がっていることから、今の試行を本格実施にさせていただければと思っております。

このことから、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

2番目です。

拠点への持ち込みができる曜日は指定されているのか。指定されていないのであれば、週2回ぐらいに指定した方がよいのではないかと。(日曜、水曜)という質問です。

これに対する回答は、基本、土日を含め8時半から5時15分まで持ち込みが可能であり、市民の方の利便性が損なわれてしまう恐れがあるため、週2回とする予定はございません。

3番目です。

会議において回収拠点はふやさないということでありましたが、回収効率を考えると、場所の選定が難しいということなのか。自治会の集会所の入口付近などにも回収ボックスを設置するとよいのではないかとのご意見です。

こちらに関しては、現在公共施設において、回収ボックスに置ききれない事態が発生しており、各公共施設の倉庫等の見えない場所に、一時仮置き場を設けて、公共施設の職員が逐次回収ボックスから一時仮置き場に製品プラスチックを移動させるという負担が生じております。こういった作業を自治会の方々に負担させてしまうことから、この意見については、人的負担などを考慮しながら、今後の事業の参考にして参りたいと考えております。

4番目です。

高齢者はPP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)の選別及び持参が難しいのではないかと。周知徹底にも限界があるので、また横浜市などでは成功したということであるが、人口動態が異なる佐倉市が成功するのかどうかというご意見をいただきました。

これに対しては、PP、PEの選別の難しさというのは承知しており、回収後に中間処理を行い、製品プラスチックとして売却可能なものを最終的に分別することで対応しております。

また、市民に対する回収ボックスでの分別の周知という点については、同様の事業を実施して

いる千葉県内の2市よりもはるかに多い回収量を達成していますので、成果が上がっているものと認識しております。

また、この事業が成功していると他の自治体からも認識されており、すでに東京都のとある区が視察に来ております。

5 番目です。

経済的利得は期待できないと思うが、賛成していただけるということで、最終的には集積所回収に広げて欲しいというご意見でした。

こちらに対する回答としては、将来的な集積所収集について検討しております。

6 番目です。

資料2、令和6年度4月から前年度の問題点を解決した上で再実施とありますがどのような問題があったのかというご質問です。

こちらにつきましては、当初の想定よりも持ち込み量が多くなっていることから、一部新たに大きい回収容器を用意し、より多くのものを入れられるようにしました。

また先ほども説明しましたが、志津市民プラザを除く6拠点について、各拠点の施設管理職員の協力により一時仮置き場を設置することによって、回収量の多さをカバーできるようにしました。

7 番目です。

市民の意識が高まり、拠点回収事業が周知され、本格実施で利用が増えることを望みますというご意見をいただきました。

ご意見のとおり、利用が増えるように、今後の効果的なホームページやSNS、広報紙などの周知を行って参ります。

8 番目です。

住民の意識づけが必要であり、活動実績を定期的に公表していくのがよいと思うというご意見をいただきました。

こちらに関しては、いただいたご意見を今後の啓発方法の参考にさせていただければと思います。

最後に9番目、10番目です。

廃棄物の再商品化や資源化は結果や成果も大事なことであるが、市民や事業者に対する啓発を促進・継続していくことが重要であると思う。また、ホームページや広報紙だけではなく、町内会を通じてのアナウンスなどで周知したらよいのではないかというご意見をいただきました。こちらについても、いただいたご意見のとおり、今後啓発に努めていきたいと考えております。説明については、以上となります。

議長：

大変詳しい説明ありがとうございました。

ただいまの説明を通して、さらにご意見ご質問等ありましたら、お願いいたします。

委員：

回答いただいた中で、今後検討していくという文言がありました。どのように反映したかというのをフィードバックする機会をいただけるのでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

フィードバックについては、まず今回中間見直しということで行っておりますので、実績が上がったということが反映されることがまず1点で、次にサーキュラーエコノミーなどの新しいことについても今回ご提案をいただいております。

新たな計画を作る段階で、そこで検討を行い、新しい目標を設定していく形になりますので、その段階で、今回いただいたご意見等を新たに生かしていくような形になるかと思えます。数値関係につきましては、ホームページ等で公表しているものが多数ございますので、こちらを見ていただくような形になると思えます。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

番号の5番の回答で、売電能力ではなく発電能力ではないでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

委員がおっしゃる通り、清掃組合での施設のところは27ページを見ていただくと、発電量という形で表記されております。

清掃組合の中で通常運転をしていて発電がされていれば、施設内の電力はすべて賄えるという状況ではありますが、炉を停止する際や停止中、また炉を起動させるときには電気を買う必要があります。電気は必要なときに買える状況ではなく、固定契約しておりますので、発電能力以上に売電が発生してる状況でございます。

議長：

はい。

事務局お願いします。

事務局：

補足ですが、5番の質問の回答で売電となっていますが、発電に修正させていただければと思います。休止時などに発電能力を必要電力量が上回るためという回答になります。

議長：

他にございませんでしょうか。

それでは大分時間が過ぎておりますので、これから議題1、佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの答申について審議したいと思います。

答申の文面については、事務局において案があれば提出をお願いいたします。

事務局：

事務局案の用紙を用意いたしました。今から配布させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長：

事務局の皆様ありがとうございます。

委員の皆様、ただいま事務局より配布された案をご覧ください。

議長としては承認する形で答申してもよろしいのではないかと考えておりますが、委員の皆様におかれましてはいかがでしょうか。

ご意見がございましたらお願いいたします。

議長：

それでは当局案を承認するということで答申したいと思います。

それでは事務局の方で準備をお願いいたします。

事務局：

それではこれより答申書の準備をさせていただきます。

会長には答申書を確認していただき、会長印の押印をお願いいたします。

委員の皆さんは大変申し訳ございませんがそのままお待ちいただき、押印が確認されるまでお待ちください。

では準備をお願いします。

議長：

それでは、その間休憩といたします。

10分程度いただきたいと思いますので25分に再開ということでよろしくお願いいたします。

事務局：

ただいまから会議を再開し、答申に移りたいと思います。

それでは中村会長から西田市長へ答申を行います。

会長、よろしくお願いいたします。

議長：

佐倉市長西田三十五様。

佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間の見直しについて、令和6年12月20日付けで諮問のありました標記の件について審議を行った結果、別添「佐倉市一般廃棄物処理基本計画（改訂版：令和6年度中間見直し）」のとおり答申いたします。

令和7年1月21日、佐倉市廃棄物減量等推進審議会会長中村圭三。

事務局：

ではここで市長からご挨拶を申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

市長：

皆さん改めましてこんにちは。

佐倉市長の西田でございます。

本日は大変ご多用の中、廃棄物減量等推進審議会にお集まりをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

委員の皆さんにおかれましては、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにつきまして、前回からの諮問に対しましてご審議を賜り、心から感謝申し上げます。

また、当初の基本計画策定時より、ごみの減量化が進み、より高い目標へと上方修正できると担当者から聞いております。

このことは、市民の皆さんの日々のごみ分別へのご協力や減量化へのご理解の賜物と、私自身、大変感謝しているところでございます。

さらに、製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施につきましても、ご審議の中で様々なご意見や貴重なご提案をいただいたと伺っております。

この度、会長様からいただきました答申書をもとに、カーボンニュートラルを宣言している佐倉市といたしまして、この中間見直しを佐倉市における廃棄物行政の基軸といたしまして、廃棄物の減量及び適正処理の推進にオール佐倉で取り組んで参りたいと考えております。

今後とも市政運営に対しまして、格別なご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

事務局：

では引き続き中村会長には議事進行をよろしくお願いいたします。

議長：

それでは次第の6になります。

その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局：

はい、事務局より3点ございます。

まず1点目ですが、フードシェアリングサービスの導入に関してのご報告があります。

今資料を配布いたしますので、お待ちください。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

今フードシェアリングの導入の研究について資料を配布させていただきました。

フードシェアリングとは、食品ロスの発生を減らす取り組みということであり、佐倉市としても将来的にそういうものが必要になってくるのではないかという考えのもと研究をしており、他市の事例を最初の方に記載をさせていただいております。

江戸川区、足立区、千葉市などの事例を記載させていただいております。

市でも事業者及び市民の方に Web アンケートを取りましたが、このような審議会等で皆さんが集まるという機会もありございませんから、フードシェアリングについてどのような考えをお持ちか伺いさせていただければと思います。

よろしくお願いします。

議長：

ご意見等ございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

委員：

私の認識で合っているのかの確認ですが、例えば商店街のパン屋さんで消費期限が短い物を、ある場所に置いてそこでアプリで安く購入できるようなイメージでよろしいですか。

事務局：

左様でございます。

フードシェアリングでは、製造する食べ物や加工品のロスを減らすということで、消費期限が迫ってきているので定価では買ってもらえないが、アプリなどを利用して安く販売でき、製造者は原料コストの一部でも回収できるというような考え方に繋がるというものです。

同じようなところでフードバンクがありますが、こちらは福祉的な意味合いが強く、困っている方に商品を渡すことが目的になっています。それも廃棄される商品の数を減らすというところには繋がるかもしれませんが、廃棄物対策課の考え方としては、委員がおっしゃったようなこ

とが主たる目的だと思っております。

委員：

例えば佐倉市には飲料メーカーのスジャータがありますが、消費期限切れを処分することが考えられるのですが、佐倉市として企業の食品ロスに優先的に取り組むのか、または佐倉市の商店街に焦点を当てるのか。

そういう何か具体的なイメージは持っておられますか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局としては、大きい会社は自主的に処理や利用する考え方ができていると認識しています。困っているのは地域の販売店、パン屋やケーキ屋などで食品ロスが発生するというものを抑えていくことがまず食品ロスを減らすという形になるかと思います。

世間一般的には、スーパーやコンビニでは消費期限が近づいたものについては割引販売を行い、ロスを減らそうという取り組みをされていると認識しております。佐倉市としても何かしらの一助になるような取り組みを考えているところではあるのですが、小商店や消費者の人数が多い東京都内でもうまく取り組めていない状況の中で、佐倉市の人口、商店の数を考えたとき、そこをうまくできるのかということがあります。

委員：

実際アプリを入れたことがあります。佐倉市ではマッチングするお店がなく、パン屋やレストランに行く時間やガソリン代を考えた際に、身近なところで普通に買っても同じだと思い、そのアプリを削除してしまいました。

佐倉市内に個人商店は数多くあると思うので、近くのパン屋、レストランでやっていただけると気軽に行けるので良いです。これを広めるには商工会議所に加入している店舗だけだと限定されてしまうので、加入していないお店でもやっていただけるように、佐倉市でアピールして何かできる方法というのを考えていただけたら、アプリを導入する方がいらっしやると思います。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

委員のおっしゃるとおりで、アンケートの結果について最後の部分を見てください。9割以上の方がフードシェアリングアプリの利用をしたいと回答している一方で、企業系のアンケートで利用したいと答えた方が半分強にとどまりました。現状では店舗の方に協力していただくのは難しい状況があり、私たちが視察した江戸川区、足立区、千葉市におきましてもこのアンケー

トの結果の状況と同じで、江戸川区の人口が70万人ある中で実施店舗は12店舗という実情があります。各自治体でも店舗の拡大というものが難しく、コンビニ等で安く売られる時間があるので、そこで買う方がアプリより簡単ではないかというようなご意見もありますので、今後の研究課題というところで今回お示しをさせていただいたというところでございます。

議長：

他にございますでしょうか。

委員：

事業所や家庭でも災害用に備蓄しています。そういう災害備蓄については、もう何年かに1回大量に出るので、廃棄に困っているところが多いと思います。それを回収してもらえると助かるし、買い手がないものは豚のえさ等の飼料に使うとか、そういう災害備蓄について考えていただいたら嬉しいです。

議長：

それでは事務局お願いします。

事務局：

私どもの方の中で廃棄物としての考え方しかありませんでしたので、そのような発想というものは、委員の方からいただきまして参考にさせていただきたいと考えます。

議長：

他にご意見等ございますか。

委員：

大手スーパー、コンビニで割引販売をしているので、さらにこのアプリを導入するメリットが全くわからず、何のために他自治体が導入したのか疑問である。

事務局：

割引販売をしている場所が身近にあるということが1つと、アプリを使うことの理想としては、製造する方が余ったものを処理できて、買う方も安く買える、アプリを提供する方もそのアプリを使ってもらうことによって利益が上がるという三方がプラスになれば本当に理想的だと思います。しかし現状として、事業者の企業努力が進んでいて、行政が手助けをするより先に進んでいるという状況があるのではないかと感じております。事業者の数がそろわないとアプリを使う人の人数も増えていかないことが大きな問題点でもありますので、それを解決できるような手法が行政にあれば、使う人も増えると思われますが、その手法を見いだせていないのが現状でございます。

議長：

他にございますでしょうか。

それでは2つ目、3つ目のご説明をお願いいたします。

事務局お願いします。

事務局：

まず2点目です。

これで廃棄物減量等推進審議会の予定は終了となります。

今後の開催につきましては、今のところ予定はございませんが、新たな議題等が生じましたら、予定させていただければと思います。

3点目です。

本日の会議録につきましては、要録を作成し、署名人の確認を経て公開することといたします。内容がまとまり次第、委員の方にご承認をいただきたく日程調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

会議録はホームページ等で公開をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

議長：

それでは本日の審議はこれですべて終了となります。

運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは司会を事務局にお返しします。

事務局：

以上をもちまして、令和6年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

… 本会議を実証し、下記のとおり署名捺印する。

令和7年3月27日

議

長

中村 圭三

会議録署名人

大岡 健三

同

上

坂元 真理子